

2・2 大気汚染防止対策

2・2・1 船舶の排ガス規制

平成 17(2005)年 5 月、船舶の排ガスに起因する大気汚染の防止を目的とする海洋汚染防止(MARPOL)条約附属書VIが発効し、窒素酸化物(NO_x)および硫黄酸化物(SO_x)・粒子状物質(PM)の排出に関する規制が開始された。その後、平成 20(2008)年 10 月に開催された国際海事機関(IMO)第 58 回海洋環境保護委員会(MEPC58)において同条約附属書 VI 改正が採択され、NO_x 規制については、平成 23(2011)年から 1 次規制値より 15.5%~21.8%削減する規制値を導入(2 次規制)すること、および NO_x 排出規制に係る特別海域(NO_x-ECA)においては平成 28(2016)年から同 80%削減する規制値を導入(3 次規制)することとなった。

1. 技術関連規定の検討

MARPOL 条約附属書 VI の規定により、NO_x の 3 次規制関連技術の開発状況をレビューし、必要に応じてその適用日(平成 28(2016)年 1 月 1 日以降の建造船)を調整すべく、MEPC62 において、メールベースで議論するコレスポndenシグループ(CG)設置に合意し、当該レビューが実施された。その結果、同 CG は、3 次規制実施は技術的可能との結論を以って、予定通り同規制を平成 28(2016)年から開始するよう、平成 25(2013)年 5 月の MEPC65 に報告した。一方、CG の結論に反論する形で、技術的な問題が未だ存在することなどを理由に、ロシアが開始時期の 5 年延期を提案した。議論の結果、ロシアの延期提案が支持を集め、3 次規制開始を平成 33(2021)年とする条約改正案が承認された。なお、技術的に可能であるとする CG の結論に問題はないとして、日米欧の先進国は延期に反対した。

続く平成 26 年(2014 年)3 月の MEPC66 にて、ロシア案に基づく条約改正案の採択が予定されていた。しかしながら、予定通りの規制開始とすべき旨の条約改正案を日/米/加/独/丁が共同提案した結果、(事前のロビー活動も功を奏し)多数の支持を集め、結局は予定通り、平成 28(2016)年から同規制開始(既に NO_x-ECA に指定されている北米および米国カリブ海域で導入)とする条約改正案が採択された。

また、SO_x 排出規制に関して、一般海域で使用する船舶燃料油の硫黄分濃度は、現在 3.5 質量%以下とされているが、平成 32(2020)年からは 0.5 質量%以下への規制の強化が予定されており、当該規制に適合する十分な量の燃料油が市場に供給されるかなどについて、平成 30(2018)年までにレビューを行うこととなっている。

その結果次第では、規制強化時期を平成 32(2020)年から平成 37(2025)年に延期することとされており、英国および 国際海運会議所(ICS)は、早急にレビューを実施すべきとする提案を MEPC66 に提出したが、MEPC66 での検討の結果、レビューの方法等について CG を設置して関心国で審議を行い、MEPC68(平成 27(2015)年 5 月予定)に報告することに合意した。

2. ECA 指定に関する動向

ECA 域内を航行するためには、NO_x 低減のための脱硝装置の搭載、SO_x 低減のための低硫黄燃料の使用等の措置が必要になることから、IMO において ECA 指定提案をする場合には、ECA 指定による健康影響・生態系影響に加えコストへの影響等を総合的に検討して ECA の範囲を慎重に定めるとともに、MARPOL 条約附属書 VI に定められた指定基準を満たす十

分なデータを提供する必要がある。

平成 22(2010)年 3 月に開催された MEPC60 において、米国およびカナダの沿岸 200 海里 (北米海域)を NO_x、SO_x および PM の ECA に指定する MARPOL 条約附属書 VI の改正提案が採択され、平成 23(2011)年 8 月に発効した。ただし、新規 SO_xECA における ECA 規制値適用は、発効日から 12 ヶ月間猶予されるため、同値の適用は平成 24(2012)年 8 月から開始となった。これに続き、平成 23(2011)年 7 月に開催された MEPC62 において、米国カリブ海域(米国自治連邦区および米国領ヴァージン諸島周辺海域)を ECA に追加指定する同附属書 VI 改正案が採択された。